

＊北海道公報

発行 北海道
編集 総務部
法務・法人局
法制文書課
電話 011-204-5035
FAX 011-232-1385

目次

告示

○土壌汚染対策法に基づく形質変更時要届出区域の指定……………(循環型社会推進課)	71
○危険薬物の指定……………(医務薬務課)	71
○土地改良区の役員の就任及び退任の届出……………(農業施設管理課)	71
○北海道漁港管理条例第13条第1項第1号の規定による甲種漁港施設の使用に当たり 知事の許可を受けなければならない施設の指定の一部改正……………(漁港漁村課)	71
○漁港区域内の放置禁止区域等の指定の一部改正……………(漁港漁村課)	72
○漁港の区域内における遊泳禁止区域の指定の一部改正……………(漁港漁村課)	72
○知事権限に係る保安林の指定施設要件の変更の予定……………(治山課)	72
○森林法による通知に代える公示……………(治山課)	72
○道路の供用の開始……………(維持管理防災課)	73
○道路の区域の変更及び供用の開始……………(維持管理防災課)	73
○土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の解除……………(維持管理防災課)	73
○土砂災害警戒区域の指定……………(維持管理防災課)	73
○土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の指定……………(維持管理防災課)	74
○都市計画事業の事業計画の変更の認可……………(都市環境課)	74

道教育庁教育局告示

○特定調達契約に係る入札の公告……………	74
○特定調達契約に係る落札者等の公示……………	75

告示

北海道告示第103号

土壌汚染対策法(平成14年法律第53号)第11条第1項の規定により、特定有害物質によって汚染されており、土地の形質の変更をしようとするときの届出をしなければならない区域(以下「形質変更時要届出区域」という。)を次のとおり指定する。

平成31年2月19日

北海道知事 高橋 はるみ

- 1 形質変更時要届出区域 室蘭市仲町1番の一部、9番の一部(次の図のとおり)

2 特定有害物質の種類 鉛及びその化合物、ふっ素及びその化合物
(「次の図」は省略し、その図面を北海道環境生活部環境局循環型社会推進課に備え置いて縦覧に供する。)

北海道告示第104号

北海道危険薬物の使用等の規制等に関する条例(平成27年北海道条例第39号)第5条第1項の規定により、次のとおり危険薬物を指定し、平成31年2月20日から施行する。

平成31年2月19日

北海道知事 高橋 はるみ

- 危険薬物として指定する物
- 1 N-(2-フルオロフェニル)-N-[1-(2-フェニルエチル)ピペリジン-4-イル]プロパンアミド及びその塩類
 - 2 N-(4-メトキシフェニル)-N-[1-(2-フェニルエチル)ピペリジン-4-イル]ブタンアミド及びその塩類
 - 3 N-エチル-1-(2-フルオロフェニル)プロパン-2-アミン及びその塩類
 - 4 N-(1-アミノ-3,3-ジメチル-1-オキソブタン-2-イル)-1-(シクロヘキシルメチル)-1H-インドール-3-カルボキサミド及びその塩類

北海道告示第105号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第18条第16項の規定により、篠津中央土地改良区から、次のとおり役員の退任の届出があった。

平成31年2月19日

北海道知事 高橋 はるみ

退任年月日	理事・監事の別	氏名	住所
平成31.2.3	理事	池田 修	石狩郡新篠津村第44線北69番地

北海道告示第106号

平成12年北海道告示第1311号(北海道漁港管理条例第13条第1項第1号の規定による甲種漁港施設の使用に当たり知事の許可を受けなければならない施設の指定)の一部を次のように改正し、平成31年4月1日から施行する。

平成31年2月19日

北海道知事 高橋 はるみ

宗谷漁港(珊瑚内地区)(稚内市)の項を次のように改める。

宗谷漁港(珊瑚内地区)	西防波堤のうち別図に示す45.5メートル	5隻以内	4月1日から11月30日まで
-------------	----------------------	------	----------------

(稚内市)			
-------	--	--	--

恵山泊漁港（稚内市）の項を次のように改める。

恵山泊漁港 (稚内市)	1 第2船揚場のうち別図に示す30.7メートル	8隻以内	4月1日から 11月30日まで
	2 西防波堤のうち別図に示す54.6メートル	6隻以内	
	3 南防波堤のうち別図に示す27.3メートル	3隻以内	

西稚内漁港（稚内市）の項を次のように改める。

西稚内漁港 (稚内市)	船揚場のうち別図に示す11.5メートル	3隻以内	4月1日から 11月30日まで
----------------	---------------------	------	--------------------

奥尻漁港（宮津地区）（奥尻町）の項を次のように改める。

奥尻漁港 (宮津地区) (奥尻町)	船揚場のうち別図に示す40メートル	10隻以内	周年
-------------------------	-------------------	-------	----

北海道告示第107号

平成16年北海道告示第485号（漁港区域内の放置禁止区域等の指定）の一部を次のように改正し、平成31年4月1日から施行する。

平成31年2月19日

北海道知事 高橋 はるみ

白糠漁港（白糠町）の項中「第2南防波堤」を「第2外防波堤」に改める。

厚岸（厚岸）漁港（厚岸町）の項中「波除堤」を「波除堤C部」に、「波除堤西端北側角」を「波除堤C部西端西側角」に、「波除堤東端東側角」を「波除堤C部東端北側角」に改める。

床潭漁港（厚岸町）の項中「西防波堤」を「第1西防波堤」に改める。

散布漁港（本港地区）（浜中町）の項中「丸山地区護岸」を「第2右岸用地護岸」に改める。

散布漁港（藻散布地区）（浜中町）の項中「北側用地護岸」を「用地護岸B」に、「南側用地護岸」を「用地護岸C」に改める。

散布漁港（渡散布地区）（浜中町）の項中「南防波堤」を「第2南防波堤」に改める。

琵琶瀬漁港（浜中町）の項中「北防波堤南端北側角」を「北防波堤南端東側角」に改める。

北海道告示第108号

平成31年2月19日（火曜日）

平成28年北海道告示第748号（漁港の区域内における遊泳禁止区域の指定）の一部を次のように改正し、平成31年4月1日から施行する。

平成31年2月19日

北海道知事 高橋 はるみ

白糠漁港（白糠町）の項中「第2南防波堤」を「第2外防波堤」に改める。

厚岸（厚岸）漁港（厚岸町）の項中「波除堤」を「波除堤C部」に、「波除堤西端北側角」を「波除堤C部西端西側角」に、「波除堤東端東側角」を「波除堤C部東端北側角」に改める。

床潭漁港（厚岸町）の項中「西防波堤」を「第1西防波堤」に改める。

散布漁港（本港地区）（浜中町）の項中「丸山地区護岸」を「第2右岸用地護岸」に改める。

散布漁港（藻散布地区）（浜中町）の項中「北側用地護岸」を「用地護岸B」に、「南側用地護岸」を「用地護岸C」に改める。

散布漁港（渡散布地区）（浜中町）の項中「南防波堤」を「第2南防波堤」に改める。

琵琶瀬漁港（浜中町）の項中「北防波堤南端北側角」を「北防波堤南端東側角」に改める。

北海道告示第109号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の2の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である。

平成31年2月19日

北海道知事 高橋 はるみ

- 1 指定施業要件変更予定保安林の所在場所 空知郡南幌町（次の図に示す部分に限る。）
- 2 保安林として指定された目的 風害の防備
- 3 変更後の指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を北海道空知総合振興局産業振興部林務課及び南幌町役場に備え置いて縦覧に供する。）

北海道告示第110号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第33条第3項の規定による保安林の指定施業要件の変更の通知に係る次の者の所在が不明なので、同法第189条の規定により、その通知の内容を増毛町役場の掲示場に掲示した。

平成31年2月19日

北海道知事 高橋 はるみ

- 1 通知の内容 平成31年農林水産省告示第133号
- 2 所在が不明な者 中川 永作、飯島 康明

北海道告示第111号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、次の道路の供用を開始する。その関係図面は、北海道建設部建設政策局維持管理防災課及び北海道渡島総合振興局函館建設管理部に備え置いて、告示の日から2週間、一般の縦覧に供する。

平成31年2月19日

北海道知事 高橋 はるみ

路線名	供用開始の区間	供用開始の期日
道道 八雲厚沢部線	二海郡八雲町落部920番71地先から 同郡八雲町落部870番2地先まで	平成31. 2.19

北海道告示第112号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更し、同条第2項の規定により道路の供用を開始する。

その関係図面は、北海道建設部建設政策局維持管理防災課及び次の縦覧場所に備え置いて、告示の日から2週間、一般の縦覧に供する。

平成31年2月19日

北海道知事 高橋 はるみ

- 1 道路の種類 道道
- 2 道路の路線名、縦覧場所及び区域

路線名及び縦覧場所	区間	変更前後の別	敷地の幅員	延長	国道等との重複区間
雄別釧路線 北海道釧路総合振興局 釧路建設管理部	釧路市山花12線117番2地先から 同市山花12線119番2地先まで	前	24.50mから 28.70mまで	213.58m	—
		後	24.50mから 28.70mまで	213.58m	—
		後	8.25mから 19.25mまで	263.22m	—
山花鶴丘線 北海道釧路総合振興局	釧路市山花12線20番1地先から 同市山花12線20番1地先まで	前	26.64mから 27.30mまで	223.50m	—

釧路建設管理部	後	26.64mから 27.30mまで	223.50m	—
	後	8.17mから 26.12mまで	268.96m	—

北海道告示第113号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第7条第6項及び第9条第8項の規定により、次の土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の全部について指定を解除する。

平成31年2月19日

北海道知事 高橋 はるみ

- 1 (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号
小樽蘭島1丁目3（I-1-8-545）
(2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
小樽市蘭島1丁目（次の図のとおり）
(3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
(4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
次の図のとおり
- 2 (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号
小樽蘭島1丁目4（I-1-9-546）
(2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
小樽市蘭島1丁目（次の図のとおり）
(3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
(4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
次の図のとおり
（「次の図」は省略し、その図面を北海道後志総合振興局小樽建設管理部に備え置いて縦覧に供する。）

北海道告示第114号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第7条第1項の規定により、次の区域を土砂災害警戒区域として指定する。

平成31年2月19日

北海道知事 高橋 はるみ

- 1 土砂災害警戒区域の箇所番号
小樽蘭島1丁目3 (I-1-8-545)
- 2 土砂災害警戒区域の表示
小樽市蘭島1丁目(次の図のとおり)
- 3 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
(「次の図」は省略し、その図面を北海道後志総合振興局小樽建設管理部に備え置いて縦覧に供する。)

北海道告示第115号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成12年法律第57号)第7条第1項及び第9条第1項の規定により、次の区域を土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域として指定する。

平成31年2月19日

北海道知事 高橋 はるみ

- 1 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号
小樽蘭島1丁目4 (I-1-9-546)
- 2 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
小樽市蘭島1丁目(次の図のとおり)
- 3 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
- 4 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
次の図のとおり
(「次の図」は省略し、その図面を北海道後志総合振興局小樽建設管理部に備え置いて縦覧に供する。)

北海道告示第116号

都市計画法(昭和43年法律第100号)第63条第1項の規定により、次のとおり都市計画事業の事業計画の変更を認可した。

平成31年2月19日

北海道知事 高橋 はるみ

- 1 施行者の名称 新ひだか町
- 2 都市計画事業の種類及び名称 静内都市計画道路事業(3・4・1号本町通及び3・4・4号御幸通)
- 3 事業施行期間 平成26年7月8日から平成32年3月31日まで

- 4 事業地(収用の部分) 変更なし

道教育庁教育局告示

北海道教育庁石狩教育局告示第11号

次のとおり一般競争入札(以下「入札」という。)を実施する。

なお、この入札に係る調達は、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成7年政令第372号)の適用を受ける。

平成31年2月19日

北海道教育庁石狩教育局長 岩 淵 隆

1 入札に付する事項

(1) 調達をする特定役務の名称及び数量

- ア 特別支援学校校舎等清掃業務(A地区) 一式
 - イ 特別支援学校校舎等清掃業務(B地区) 一式
 - ウ 特別支援学校校舎等清掃業務(C地区) 一式
 - エ 特別支援学校校舎等清掃業務(D地区) 一式
 - オ 特別支援学校校舎等清掃業務(E地区) 一式
 - カ 特別支援学校校舎等清掃業務(F地区) 一式
- アからカまでについては、それぞれの入札とする。

(2) 調達をする特定役務の仕様等 入札説明書による。

(3) 契約期間 平成31年4月11日から平成32年3月31日まで

(4) 履行場所 入札説明書による。

2 入札に参加する者に必要な資格

次のいずれにも該当すること。

- (1) 平成30年北海道告示第721号に規定する庁舎等清掃の資格を有すること。
- (2) 道が行う指名競争入札に関する指名を停止されていないこと。
- (3) 暴力団関係事業者等であることにより、道が行う競争入札への参加を除外されていないこと。
- (4) 平成29年度又は平成30年度において、本契約と種類を同じくする通年契約を締結し、かつ、誠実に履行した者であり、4に定める一般競争入札参加資格の審査申請日において契約期間中であるものについては、当該申請日の時点で契約不履行又は契約違反がない者であること。

3 資格要件の特例

平成16年北海道告示第447号の2による。

4 条件付一般競争入札参加資格の審査

(1) この入札は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の5の2の規定による条件付一般競争入札であるので、入札に参加しようとする者は、アからウまでに定めるところにより、2の(4)に掲げる資格を有するかどうかの審査を申請しなければならない。

ア 申請の時期 平成31年2月19日（火）から同年3月14日（木）まで（日曜日及び土曜日を除く。）の毎日午前9時から午後5時（最終日は午後3時）まで

イ 申請の方法 申請書類の提出先の指示により作成した申請書類を提出しなければならない。

ウ 申請書類の提出先 郵便番号 060-8549 札幌市中央区北3条西7丁目
北海道教育庁石狩教育局道立学校運営支援室

(2) 審査を行ったときは、審査結果を申請者に通知する。

5 契約条項を示す場所

北海道教育庁石狩教育局道立学校運営支援室

6 入札執行の場所及び日時

(1) 入札場所 札幌市中央区北3条西7丁目 北海道庁別館地下1階大会議室（送付による場合は、郵便番号 060-8549 札幌市中央区北3条西7丁目 北海道教育庁石狩教育局道立学校運営支援室）

(2) 入札日時 平成31年4月1日（月）午前10時30分（送付による場合は、同年3月29日（金）午後5時までに必着）

(3) 開札場所 (1)に同じ。

(4) 開札日時 (2)に同じ。

7 入札保証金

平成16年北海道告示第448号の1の(1)による。

8 入札説明書の交付に関する事項

(1) 交付場所 5に同じ。

(2) 交付方法 (1)の場所で交付する。

なお、北海道教育庁石狩教育局のホームページ（<http://www.dokyoj.pref.hokkaido.lg.jp/hk/ikk/index>）においてダウンロードすることができる。

9 落札者の決定方法及び契約書作成の要否

平成16年北海道告示第448号の2の(1)のア及び3の(1)による。

10 最低価格の入札者を落札者とししない場合

この入札は、低入札価格調査の基準価格を設定しており、基準価格に満たない入札が行われた場合は、最低の価格でもって入札した者であっても、必ずしも落札者とならない場

合がある。

11 落札者と契約締結を行わない場合

落札者が暴力団関係事業者等であることにより道が行う公共事業等から除外する措置を講じることとされた場合は、当該落札者とは契約の締結を行わない。

12 その他

平成16年北海道告示第448号の4の(2)、(3)、(5)、(8)、(11)、(12)及び(14)から(16)までによるほか、次による。

契約に関する事務を担当する組織

(1) 名称 北海道教育庁石狩教育局道立学校運営支援室

(2) 所在地 郵便番号 060-8549 札幌市中央区北3条西7丁目

(3) 電話番号 011-204-5872

13 Summary

A Nature and quantity of the services to be procured :

a Cleaning of the premises at schools for special needs (A zone)

b Cleaning of the premises at schools for special needs (B zone)

c Cleaning of the premises at schools for special needs (C zone)

d Cleaning of the premises at schools for special needs (D zone)

e Cleaning of the premises at schools for special needs (E zone)

f Cleaning of the premises at schools for special needs (F zone)

B Bid tendering date and time : 10 : 30 A.M., April 1, 2019

(If mailed, bids must arrive no later than 5 : 00 P.M., March 29, 2019)

C Contact : Office of Prefectural School Spending Management, Ishikari District Bureau of Education, Hokkaido Office of Education, Kita 3-jo Nishi 7-chome, Chuo-ku, Sapporo 060-8549 Japan

Phone : 011-204-5872

北海道教育庁渡島教育局告示第16号

次のとおり一般競争入札により落札者を決定した。

平成31年2月19日

北海道教育庁渡島教育局長 五十嵐 晋

1 落札に係る物品等の名称及び調達予定数量

渡島管内道立学校で使用する電力

(1) 基本料金（契約電力1キロワット当たりの単価）

21校 合計1,440キロワット

(2) 電力量料金（使用電力量1キロワット時当たりの単価）

21校 合計3,438,124キロワット時

2 落札を決定した日

平成31年2月5日

3 落札者の氏名及び住所

(1) 氏名 北海道電力株式会社

(2) 住所 札幌市中央区大通東1丁目2番地

4 落札金額

(1) 基本料金（契約電力1キロワット当たりの単価） 589.59円

(2) 電力量料金（使用電力量1キロワット時当たりの単価） 18.12円

5 契約の相手方を決定した手続

一般競争入札

6 一般競争入札の公告

平成30年12月21日付け北海道教育庁渡島教育局告示第67号

7 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地

(1) 名称 北海道教育庁渡島教育局道立学校運営支援室

(2) 所在地 函館市美原4丁目6番16号

正 誤

○平成30年3月30日（第2971号）

北海道企業管理規程第7号（北海道企業職員給与規程の一部を改正する規程）中に次のとおり誤りがあったので訂正する。

ページ 欄 行

150 左 30

誤 発電管理事務所長及び主幹

正 発電管理事務所次長及び主幹

ページ 欄 行

150 左 30及び31

誤 発電管理事務所長及び発電管理事務所主幹

正 発電管理事務所次長及び発電管理事務所主幹
